

建築物石綿含有建材調査者講習 募集要項

■趣 旨

本講習は、国土交通省告示748号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。

講習に関するお問い合わせ、申込の受付（送付先）は下記事務局までお願いいたします。

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人 日本環境衛生センター 研修広報部 研修事業課 受付事務局

電話： 044-288-4919 FAX： 044-288-4952

(1) 受講資格

- 当講習会においては、下表のとおり、学歴等に応じて建築あるいは石綿含有建材調査に関する実務の経験年数が必要となります。下表の条件を満たしていない方は受講いただけません。

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数 2年以上
2	学校教育法による短期大学において、正規の建築学又はこれに相当する修業3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数 3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数 4年以上
4	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数 7年以上
5	1～4に該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数 11年以上
6		建築行政に関する実務経験年数 2年以上
7	「1～6」と同等以上の知識及び経験を有する者（下記の者が対象） ①石綿作業主任者技能講習（※1）又は、特定化学物質等作業主任者技能講習（※2）を修了した者 ②第一種作業環境測定士（※3）又は第二種作業環境測定士（※4）	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数 5年以上
8	「7-①、7-②」と同等以上の知識及び経験を有する者	提出された実務経験証明書（申込書「様式-2」）をもとに別途審査します。

※1 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※2 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号（平成18年3月31日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者）

※3 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号

※4 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第六号

- ・経験年数については、今後も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算できます。
 - ・学歴の証明として卒業証明書等が必要となります。
 - ・代表者自らが受講する場合には、実務経験内容等の証明の根拠として、事務所登録、建設業許可証又は会社定款の写し等が必要となります。
 - ・受講資格区分番号6の方は、発令通知または職務履歴証明書等のコピーが必要となります。
 - ・受講資格区分番号7の方は、該当する講習・資格の修了書または資格証のコピーが必要となります。
 - ・受講資格区分番号8の方は、他の区分よりも審査に時間を要しますので、申込占締切直前にお申込みの場合、対応できない場合がございます。予めご相談いただくことをお勧めします。
- ※必要な書類については、「(8) 申込に必要な書類」を参照ください。

(2) 受講料 118,800円 (税込)

受講料は前納となっています。納入に際しては、銀行備え付けの振込票またはATMから直接下記銀行口座に振込み願います。ネットバンキングにて振込される方も同様です。**振込手数料が別途かかります。**

振込先：三菱東京UFJ銀行 川崎駅前支店 普通預金
 口座番号：67233
 口座名義：一般財団法人 日本環境衛生センター

(3) 受講申込

- 1) 当講習会は講義、実地研修、修了考査(口述試験)、修了考査(筆記試験+調査票試験)の順序の講習・考査日程で成り立っております。順序を違えた日程での申込は受付しておりません。
- 2) 講習期間の日程・会場・講義科目および時間は、センターホームページの「開催地・日程」および「講義・実施研修時間割」を参照ください。なお、受講・受験する講習会場(講義、実地研修)及び試験会場(口述試験、筆記試験+調査票試験)は、講習コードごとに決まっております。原則、講習コードの異なる会場での受講・受験はできません。
- 3) 申込書は下記住所へご郵送ください。
 〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6
 一般財団法人 日本環境衛生センター 研修広報部 研修事業課 受付事務局 宛
 TEL 044-288-4919
- 4) 各会場ごとに申込締切日(必着)を設けております。別紙「日程表・科目案内」を参照ください。**締切日前に定員に達した場合は、その時点で受付を終了します。お早めにお申込みください。**
- 5) お電話等による申込予約は受付いたしかねます。郵送のみの受付となります。
- 6) 各会場の空き状況は、お問い合わせ下さい。
- 7) 申込に必要な書類は、「(8) 申込に必要な書類」もしくは申込様式2ページ目の「必要な書類一覧表」を参照ください。

(4) 申込書の審査・受講決定

- 1) 受講資格の有無について申込書類の審査を行います。この審査で申込書類が整っており、かつ受講資格が満たされている方は、受講が決定され、受講決定通知が発送されます。なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となります。有資格者のみが行える業務については、資格証あるいは登録証のコピーを提出していただく場合があります。
 - 2) 受講決定通知を受け取った際には、「受講会場」「受付日時」等をご確認ください。
 - 3) 受講決定通知発送後は、受講者、受講会場の変更はできません。但し、受講会場については本人の申し出により、受講申込み年度の翌年度末(3月31日)を期限として、1回に限り他会場へ変更することができます。
- 4) 受講決定通知発送後は、理由の如何にかかわらず受講料の返金はいりません。**

(5) 講習の日程・会場での受付及び受講者が各自準備するもの

- 1) 講習期間の日程・会場・講義科目および時間は、別紙「講習日程表」をご覧ください。

※実地研修終了後に課題(現地調査票)の提出(実地研修終了後約1週間後を期日として)があります。

- 2) **本講習及び修了考査では、遅刻を認めておりません。**必ず、各科目の開始前までに着席しておくようお願いいたします。万が一、開始時刻を過ぎても着席されていない場合、欠席扱いとなりますので、ご注意ください。

※なお、遅延証明書の発行された公共交通機関の遅延による遅刻及び欠席は、特例措置（別日程に振替）とする場合がございます。その際は、必ず遅延証明書を取得して、事務局にご提出ください。

- 3) 当日、会場の受付で受講決定通知をご提示ください。
- 4) 受講票・テキストは、受付時にお渡しいたします。
- 5) 講習期間中の宿舎ならびに昼食は、各自でご用意ください。
- 6) いずれの会場も駐車場の用意はございません。**車での来場はご遠慮ください。**
各会場へは公共交通機関をご利用下さい。
- 7) **天災地変等不測の事情により、当初予定していた講習・考査の日程、時間及び会場を急遽変更する場合がございます。**なお、その際の交通費、宿泊費等(変更前の費用、変更後の費用ともに)の補償は致しません。予めご了承の上お申し込みください。
- 8) 受講者が各自準備するもの
- ・筆記用具
 - ・実地研修（第3日目）で準備する用具等：作業着(長袖、長ズボン)、作業靴、デジタルカメラ、*ヘルメット、*マスク（RL3以上）、軍手、懐中電灯、コンベックス、バインダー

上記用具中、ヘルメットとマスクにつきましては、自ら用意できない場合は実費にてご提供いたします。ヘルメットは216円(税込)で貸与、マスクは5,400円(税込)で販売となります。

提供を希望される方は、講習開始3日前までに受付事務局にご連絡ください(数に限りがございます)。なお、デジタルカメラのお貸し出しは行っておりません。

(6) 修了考査

- 1) 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。

- 2) 修了考査は「口述試験」、「筆記試験」、「調査票試験」の3種類から成り立ちます。

※口述試験前に提出いただく課題（現地調査票）の作成において、他者が作製した調査報告書の複製などの不正行為が発覚した場合、口述試験は不合格となります。

- 3) 上記3種試験のすべてが満点の「60%以上」の得点をもって合格となります。
- 4) 不合格となった方のうち、上記3種試験の1種類若しくは2種類の得点が「60%以上」の得点であった方は「一部合格」とします。一部合格の有効期限は修了考査（筆記試験・調査票試験）受験日の翌年度末までです。

※修了考査（試験）の内容及び個別合否結果の理由についての問合せには一切応じられませんので、予めご了承ください。

なお、各試験の趣旨及び過去の試験問題は、当センターホームページにて一部公開しております。

【過去の修了考査情報ページ】 <http://www.jesc.or.jp/training/tabid/133/Default.aspx>

(7) 講習の修了、修了証明書の交付、台帳登録および公開

- 1) 講習は修了考査を合格することによって、修了となります。
- 2) 修了者は一般財団法人日本環境衛生センター理事長が認定する『建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書と調査者登録証が付与されます（有効期限は5年間）。
- 3) 修了者は、日本環境衛生センターで氏名、ご連絡先等を登録いたします。また、ご希望される方は、登録情報を当センターホームページにて公開いたします。

※公開する情報については、講習期間中に改めてご確認させていただきます。

(8) 申込みに必要な書類

受講の申込みに必要な書類は、受講資格区分番号によって次のとおりとなります。

受講資格区分番号	受講申込書 (様式-1)	実務経験 証明書 (様式-2)	受講決定通知 (様式-3)	受講票 (様式-4)	卒業証明書・修了 証・資格証・発令 通知、会社定款他 (別途取得)	履修科目証明書 (別途取得)	銀行振込票の 写し ※7
1,2,3,4	○	○	○	○	○ ※1,2	○ ※1	○
5	○	○	○	○	○ ※2	不要	○
6,7	○	○	○	○	○ ※2,3,4,5	不要	○
8	○	○	○	○	※6	不要	○
注意	写真貼付	全欄記入 要証明印	宛名記入 氏名欄記入 52円切手貼付	氏名欄記入 写真貼付	卒業証書のコピー不可		無貼付の場合 不可

※1 卒業証明書及び履修科目証明書は原本が必要で、卒業証書ではありません。(学校より取り寄せて下さい。)

※2 代表者自らが受講する場合には、実務経験内容等の証明の根拠として、事務所登録、建設業許可証又は会社定款の写し等が必要です。

※3 区分番号6の方は発令通知または、証明書のコピーを貼付

※4 区分番号7-①の方は「石綿作業主任者技能講習」あるいは「特定化学物質等作業主任者技能講習」の修了書のコピーを貼付

※5 区分番号7-②の方は「第一種作業環境測定士」又は「第二種作業環境測定士」の資格証(登録証)のコピーを貼付

※6 区分番号8の方は別途審査いたします。審査途中に修了証他の書類の提出を求める場合がございます。

※7 ネットバンキングにて振込される方は、振込完了画面のコピーを貼付

(9) 手続きの流れ

申込書がセンターに到着してから、以下に示す手続きを経て受講が決定されます。
このように手続きに日数がかかりますので、お早めにお申し込み下さい。

